

山梨県外国人労働者家族医療傷害保険加入支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県外国人労働者家族医療傷害保険加入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、外国人労働者が山梨県内で安心して働き、暮らすことのできるよう、山梨県と現地保険会社の連携のもとで創設した医療傷害保険（県内で働く外国人労働者を契約者、母国在住の家族を被保険者とするもの。以下「対象保険」という。）への県内外国人労働者の加入を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者は、県内に事業所を有する「やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワーク」の参加事業者とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助金の額
事業者が行う外国人被用者（以下「被用者」という。）の保険料負担額への金銭的支援額（負担額の4分の3以上を支払う場合に限る）	1／2以内	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。）

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に以下の関係書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 被用者の保険料支払額を証明する書類
 - (2) 事業者の被用者への金銭的支援を証明する書類
 - (3) 誓約書
 - (4) その他参考資料
- 2 本事業の目的及び対象と重複する国及び地方公共団体による補助金等支出される場合は、交付申請できない。
- 3 補助金の交付申請は、被用者の対象保険加入日から1月以内に行うものとする。ただし、事業実施年度を超えて行うことはできない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条の規定により補助事業申請者から補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適當と認めるときは補助金の交付決定及び額の確定を行い、様式第2号による補助金交付決定及び額の確定通知書により当該申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項を通知する場合において、必要に応じて条件を付すことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、知事は、補助事業申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第三号から第五号までにおいて同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第五号までにおいて同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (4) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。）であって、その役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
 - (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結する者
 - (7) 第二号から第六号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(補助金の交付時期及び支払い)

第7条 補助金は、前条の規定による補助金の交付決定及び額の確定の後において交付するものとし、速やかに支払うものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、精算払いとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知書を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第10条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が、補助事業に関し、法令その他の規則等に違反したとき

(2) 補助事業者が、この要綱の規定又は交付決定内容等に違反したとき

2 前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(報告・調査等)

第11条 知事は、補助金の交付の適正を期すために必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、調査を行うものとする。

(書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類について、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。